

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会

第3回会議概要

日 時：平成22年(2010年)6月15日(火) 14:30～16:30

場 所：男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室

出席者：委員9人(欠席1名)

事務局：阿部総合政策部理事、林総合政策部次長、
廣中文化振興課長、立石文化振興課長補佐、
田中文化振興係長、久保主任

その他：報道機関1人、傍聴者0人

1 議事

(1) 条例骨子(案)について

(委員長) 条例骨子(案)について、事務局から説明願いたい。

(事務局) 第2回の会議で、委員各位からの意見をもとに修正を加えたものを提示している。

先ず、骨子案とはどういったものかということの説明のため冒頭に米印で2点の注釈を記載した。

次に、「1前文」については、前文に盛り込む4項目の項目立てをし、項目記載順を変更した上で、内容も修正した。条例案として作成する際は、ですます調とし、親しみやすい表記とする。

「2目的」について、全体的な文言の修正を行った。前回の案では「団体」を「市民」の中に含めると定義していたが、検討結果を踏まえ「市民、市民団体及び事業者」と明記した。

「3定義」について、内容が分かりにくいとの指摘から、内容を整理したが、「文化」についての定義付けのままとしている。このことは、条例の名称にも影響を及ぼすものであるので、改めてその意義を説明する。「文化」というものは、一般的には人が習得した社会生活の仕方の総称であり、衣食住をはじめ、技術・学問・芸術・道徳など生活形成の様式と内容を含み、物質的・精神的成果の一切を指すものとされている。しかし、ここで定義する文化とは、そういう世間一般的な考え方や範囲を意味するもの

ではなく、あくまで条例上における意味合いや範囲を定義付けるものである。したがって、前回会議で申し上げたが、本条例では「文化」を市と市民が協働で進めていく街づくりに資する1つの要素と捉え、条例の精神、立法趣旨が影響を及ぼす範囲のものとして、ここに揚げた「市民等が主体となって行う創造的な」、「芸術、芸能、伝統文化、生活文化、生涯学習等」を「文化」として総称することと定義し、本条例上対象となる文化の範囲をはっきりさせることが、本項目の趣旨である。

「4 基本理念」について、前回案では5項目を記載していたが、前回案の③と④を1つの項目にまとめ、4項目の記載とした上で、全体的に修正を加えた。

「5 市の役割」、「6 市民等の役割」については前回案の「市民」を「市民等」と修正したが、市民と市民団体及び事業者との役割はあえて分けて規定していない。

「7 基本方針」については、前回案では(1)に6つの項目を挙げていたが、協議結果を受け8項目に整理し、それぞれの末尾に「4 基本理念」のどの項目に対応するかを付記した。特に「4 基本理念」の③の「文化意識を高めるための環境整備」に対応した項目を5項目に渡り整理した。

最後に「8 審議会」について、前回会議において審議会の名称についても協議が及んだが、条例の名称と同様に最終的な段階で決定されるものであるため、単に「審議会」とのみ表記するにとどめている。

骨子案についての説明は以上であるが、続いてこの委員会の開催スケジュールについて、提案したい。

(変更後のスケジュール案を配布)

当初スケジュールにおいては6月にパブリックコメントを実施し、市民の意見を伺い、最終的に8月上旬に意見書を提出いただく予定であった。

しかしながら、前回会議において、非常に多くの熱心な骨子案への意見が寄せられたことを受け、事務局で協議した結果、当初

スケジュールを先延ばししてでも、結論を急がず、議論を尽くしていただくことが良いのではないかとの結論に至った。

そこで、検討スケジュールの修正を行ったので、別紙表を御覧いただきたい。会議開催数を最大 6 回、意見書の提出を 11 月上旬とし、約 3 ヶ月のスケジュール延長を見込んでいる。

あわせて、当初依頼した委員の任期も延長し、会議出席の負担を増やすこととなるが、市民と市にとって大切な条例であるので、どうか御理解と御協力をいただき、スケジュール変更及び委員任期の延長について御了承いただきたい。

なお、これにより同じく予定していた 9 月議会への条例案提出も 12 月議会ないし 3 月議会への提出となる旨、御理解いただきたい。

(委員長) 骨子案の協議に入る前にスケジュールの件につき協議したい。

前回会議における委員各位の意見からも、議論を深め条例を宇部の独自性を持ったものとしたいとの思いが、委員会内で深まってきたように思われるが、如何か。不都合があれば発言をいただきたい。

では、発言もないので、事務局提示の新スケジュールを採用することとしたい。委員各位においては、委員会運営への御協力をお願いします。

続いて、骨子案について発言をお願いしたい。先ず骨子案 1 ページ目についての意見をお願いします。

(委員) 前文に、子ども達にとって、文化が欠かせないものであると位置づけた文章が明記された方が良いと思う。

(委員長) 前文において、時代認識をどう入れ込んでいくかが大きなポイントになると思う。この時期に、この条例を作る意義といったものを記すことは大事かもしれない。

(委員) 前文③の一行目「渡辺翁記念会館では」に係る言葉が見当たら

ず、表現が不自然であるように見受けられる。

(委員) ③は独自性にもつながっており、②と③を1つにしても良いのでは。

(事務局) 条例案とする際には項目ごとの列記ではなく、つながった一つの文章となるが、骨子案では分かりやすいように項目立てをしてみたものであるが。

(委員) 前文②の表題には「独自性」という文言があるが、文章内には独自性を窺わせるものが無い。条例化される際、表題は無くなるので、特であれば、「特に」とか「独自に」といった表現を文章内に含ませておく必要があるのではなかろうか。

緑化、花づくり、彫刻、記念会館といった文言で宇部市の独自性を推察することはできるが、独自だという表現を明記しないと市民には理解してもらえないだろう。

(委員) 前文において記念会館は、本市文化の拠点の一つ程度の表記とするのか。重要文化財であるといった追記は無いのか。

(委員) 記念会館は音響が良いといったことを聞いたことがある。そういった良い点を記載しておく必要があると思う。

(委員) 私も重要文化財であるといった、記念会館の良い点は力強く記載した方が良いと思う。

併せて、過去の財産を継承するだけでなく、発展させるという表現を加えてはどうだろうか。

(委員) 前文①の中にあるエッセンスという表記は、突然横文字が現れやや違和感がある。文化の役割が軽く感じられないか。

(委員長) これからは、文化が産業になっていく時代になると私は考えており、人づくり、まちづくりに文化が重要な役割を果たしていくという意義は、はっきり書いたほうが良いと思う。

(委員) 言葉の意味を聞くが、「市民」には宇部市に通勤、通学しているものも含まれていると理解してよいのか。

(事務局) そう意図している。

(委員) 「団体」の定義はどう考えているか。

(事務局) 複数の個人が集まった任意の集団であると捉えている。ただ、営利を目的としている者は「事業者」として区別している。

(委員) 前文④中の「これまで築いてきた市民主体の文化活動」とは何であろうか。②、③を受けての④の表記であろうが、少し繋がりが悪い。「市民主体」を「先人」に置き換えれば文章が自然になるろう。

(委員長) 続いて骨子案 2 ページ目について、意見を求めたい。

(委員) 基本理念③は前回案の 2 項目を一つにまとめたとのことであるが、文章が長く少々判りづらい、内容の説明をいただきたい。

(事務局) 最も述べたいことは、最後の「市民等の文化意識を高めるための環境の整備に努める」であり、前段において、それを実現するための取組を例示する文章構成とした。

(委員) 例示 1 番目を「文化の創造と文化に触れる機会の充実」とし、句読点の位置を読む者が分かりやすくしてはどうか。

また、例示が列挙された後に「その他の」という文言が続くが、これは例示のその他を指しているものであるが、文章を初めて読む者には、「その他の」が「子ども達」に係ると受け止められる場合もあるのではなからうか。

(委員) 同じく、定義においても、例示が列挙された後に「その他の市民」という、同様の誤解を生みやすいのでは。

(委員) 「その他」を「等」に置き換えることで、かなり緩和されると思う。

(委員) 定義において文化活動の例示が列挙されているが、最後の「生涯学習」だけ、他の例示に比べ異質な言葉である。

(委員長) 「文化」について定義すれば、このような広範な定義付けになる。「文化芸術」として定義すれば異なった表現となるろう。

ここで最大の問題は定義の対象を「文化」とするか、「文化芸術」とするかであり、これは条例の名称にも影響を及ぼす大きな

問題であるので、よく検討していただきたい。

(委員) 一般的には定義されないことも多いはず。定義した場合、例示に記載のない文化活動を行っている者から、自分たちの活動を認めないのかという不満が述べられることが容易に予想される。

(事務局) 条例を制定するにあたり、その効果が及ぶ範囲をはっきりさせた方がよいのではないかとの考えから、定義の項目を設けた。

(委員) そうはいいながらも、例示の後の「等」には広い範囲の活動が含まれるものだとしておかないと、やっていけないだろう。ほぼ際限なく文化活動を認めることができないならば、定義の項目は設けない方がよいだろう。

(事務局) 他自治体の条例では、定義の項目が無いものも少なくない。

(委員) 定義の「生涯学習」とは、具体的にどのようなものだろうか。

(委員) 一般的に、趣味の世界のような印象はある。

(事務局) 「生涯学習」の文言をなぜ加えたかと言えば、趣味的に行われている活動についても、文化の範疇であるといえるのではないかとの考えからである。

異質な言葉であるということであれば、削除したい。

(委員) 生涯学習に携わる方々に、文化活動を行っているとの自覚は薄いのではなからうか。熱心に伝統文化を受け継いでいる方と並列でよいのかとの疑問がある。

(事務局) 条例は全市民に公平に効果を及ぼすべきものとの認識から、生涯学習として文化活動に携わる方々も対象に含めるべきではないかと考えた。

また、そうすることで、趣味的に活動している方々にも文化活動を行っているとの認識が芽生えることを期待した。

(委員) 趣味的活動を文化の定義に含めるとして、市の役割②における財政上の措置を求められた場合どう対応するのか。

(事務局) あくまでも「必要な」場合に行うものであって、適切な判断で対応する。

(委員) ここでは、定義をするかしないか、また、先行して制定された他の自治体の条例に対して、どういった独自性を与えるかを協議

すべきで、あまり細かいことにこだわると、議論が藪の中に入り込まないか。

(委員) 定義は必要かという思いはあった。私は、文化とは周りの人々の生活や地域に潤いを与える活動であり、自分の世界に留まるものは文化ではないと、自分なりに解釈している。お互いが発展していくことが文化ではなからうか。人々の交流を伴わない生活文化も含めて、わざわざ定義することは、どうかと思うのだが。

(委員長) ここは本質的な論点であり、宇部独自の定義をした条例となるのか、広く文化を捉えてまちづくりに繋げる条例とするのか、両者は方向性が違うので、委員の意見を一致させておかないといけない。

(委員) 定義において例示の記載は必要なく、「創造的な諸活動」という本質の表記だけでもよいのではないか。

(委員長) 骨子案後半の基本方針に関わることも合わせて、総合的に議論してもらえればよい。定義や理念に基づいて基本方針が示されている訳だが、基本方針を見ると、文化の定義を広く捉えた前提で作成されている。

(委員) 宇部の独自性あふれる文化とはなんだろうか。

(委員) 私は、彫刻をイメージし、渡辺翁記念会館をイメージする。この2つは宇部の文化の二枚看板と言えるのではなからうか。

現在の案では、これが希釈されていると感じている。

(委員) 事務局もそのようなイメージか。

(事務局) 基本方針(1)②に「緑と花と彫刻によるまちづくり」と表現したが、これが独自性を表しているとの認識である。

(委員) 現案のように、文化を広く捉えた一般的な方向性で我々が条例を策定した後、仮に、山口市のような地理的、歴史的及び政治的に文化資源に恵まれた自治体が、文化芸術振興に関する条例を制定した場合、宇部市が先んじて条例を制定したという実績は、埋没してしまうのではないか。

(事務局) 最終的に条例が制定された後に、その条例を運用するのは行政となる。そうなれば、どうしても広く公平性を帯びた性質を持たせざるを得ないとの使命感から、現在の骨子案を作成した。

しかし、その結果、どこの自治体の条例も似たようなものばかりになってしまうのであれば、条例を制定する意義もないことは承知している。

そこで、我々としては、前文に独自性を上手く表現することで、条例に独自性を帯びさせたいと考えている。「緑と花と彫刻のまち」という宇部市のイメージを定着させる根拠としても、この条例にその言葉は織り込みたい。

(委員) 宇部の近代産業文化遺産はどういった文化の範疇に入るのだろうか。

(事務局) 観光や産業などの他分野の活動に連携する、本市特有の貴重な文化資産である。

(委員) 定義の表現に戻るが、文章を2つにし、後半に例示を持ってきたら分かりやすいのではないか。

(委員長) 定義の文章は前回案の方が分かりやすかった。

(委員) 定義で「生涯学習」が他の例示と並列記載されていることは、どうしても違和感を受けるが、生涯学習的なものは是非条例内に取り上げて欲しいという気持ちがあり、「生涯学習」を残した上で、表現を再考して欲しい。

(委員) 同様に、基本理念③をもう少し短く表現して欲しい。

(委員) 基本理念③で初めて「子ども達」という言葉が登場し、軽くふれられているが、もっと大事に表現すべきではないか。

(委員) 会議冒頭でも子どもに関する発言があったが、前文で記述することでよいのではないか。

(委員) 5市の役割、6市民等の役割と続くが、文化施設の役割について言及しなくてよいか。

(事務局) 文化施設については、文化の環境整備を進める施策の推進という市の役割に含まれると解釈している。

(委員) 市民等の役割①内で「発展」という文言を追記してはどうか。

ただ、受け継ぐだけにとどまらない姿勢が大事であることを表現したい。

(委員) 実際の問題として、非常に書きにくい内容であろうと承知しているが、市民等の役割の中に、それなりの負担を求めるという内容を表記してはどうか。

私は文化芸術とは基本的に受益者負担であるべきと考える。何でも市が行うべきだとか、美術館を建てろといったような意見は、強い表現で恐縮であるが、勝手な言い分ではないだろうか。伴う費用も膨大であるのに。

市民等が文化活動を行うにあたり、費用が発生すれば、活動する者が応分の負担をするべきとの内容を記載することについて、検討をしてみてもよいのではなかろうか。

(事務局) 施策を進める上で、受益者負担は当然出てくる問題であるが、条例に明記することは、難しいことであろうと考える。

(委員長) 宮崎市では、地域振興を図るために、市民一人あたり年間 500 円の税金を徴収する条例を制定した例があり、そういった別方法でのアプローチがあることを紹介する。

(委員) 宇部市では過去において、記念会館の建設についてもそうであるが、コンサートなど文化事業を、企業が丸抱えで開催し、チケット等も無料で配付していた時代があり、年配の世代に文化芸術活動への参加は費用がかからなくて当たり前との認識を持つ方が少なからず存在する。

そういう背景から、宇部で文化事業を行うことは難しいと痛感している。

(委員) 条例には細則が定められる予定があるか。

例えば、文化芸術の定義をどうするかという議論を積み残したが、これを細則で別に定めるといようなことは可能か。

(事務局) 審議会の組織や運営について、条例の下に規則を設けたいと考えている。

細則という形ではないが、市民に詳しく理解していただくための、条例の逐条解説を、作成することは可能である。

定義については、条例本文で記載されるべき重要な事項と考えており、記載の有無を含め、委員会において検討いただきたい。

(委員長) 予定の時間となってしまったので、本日の会議はここまでとしたい。次回の会議までに、事務局において今日の議論を整理していただき、あらたな骨子案を提出していただきたい。

(2) その他

次回、第4回会議を7月28日(水)午後2時から開催することとした。

以上